

## (令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名	熊谷市	(都道府県: 埼玉県 )
本事業の担当部局名	総合政策部企画課	

事業メニュー	結婚新生活支援事業																																
区分	結婚新生活支援																																
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越し費用等に係る支援(一般コース)																																
個別事業名	「総合戦略」結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続																														
実施期間	交付決定日 ~ 令和6年3月31日	事業開始年度	令和3 年度																														
対象経費支出予定額 ※(注)1	9,000,000 円																																
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 熊谷市においては、今後の少子化対策の内容や目標を明確にするため、第2期子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)及び第2期熊谷市総合戦略(R2~R6)を策定し、切れ間のない支援に取り組んでいるところである。本市の合計特殊出生率は、R3の全国平均及び埼玉県平均を下回った1.16(県内63市町村中19位)となっているがR1の数値と比較して変わりないため、僅ながら各種計画に伴う支援が功を奏していると言える。 しかしながら、結婚に関する統計結果において、R3年度埼玉県の人口動態の概況(概数)によると婚姻数は682組、婚姻率が3.5であった。これはR2婚姻数726、婚姻率3.8よりも減少しているため緊急に対策を講じる必要がある。																																
	<本個別事業の位置付け> 本個別事業においては、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援するとともに、若者の生活に係る経済的負担を軽減するため、熊谷市人口ビジョン・総合戦略に掲げた他の事業とも連携し、結婚の希望をかなえ、将来的には、希望する出産へつなげることで、少子化対策に資する。																																
	(本個別事業における現状と課題)																																
	(課題への対応)																																
	<p><b>1. 概要</b></p> <p><b>【補助対象要件】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>・所得要件</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>夫婦の合計所得が500万円未満</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>自治体独自基準の場合</td> </tr> <tr> <td>・年齢要件</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>自治体独自基準の場合</td> </tr> </table> <p><b>【補助上限額】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>29歳以下の場合</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>各費用に係る合計が60万円</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td>各費用に係る合計が30万円</td> </tr> <tr> <td>39歳以下の場合</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>各費用に係る合計が30万円</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>【対象費目】</b></p> <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>家賃</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>住宅購入費用</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>リフォーム費用</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>引越し費用</td> </tr> </table> <p><b>【その他独自要件】</b></p> <p>市税の滞納のないこと</p>				・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が30万円	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合																													
・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合																													
29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が30万円																												
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合																													
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越し費用																										
個別事業の内容 ※(注)3	<p><b>2. 申請見込</b></p> <p>①新規世帯見込</p> <table border="1"> <tr> <td>上記のうち</td> <td>23</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>ともに29歳以下</td> <td>11</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>左記以外</td> <td>12</td> <td>世帯</td> </tr> </table> <p><b>【積算根拠】</b></p> <p>①熊谷市世帯数 88,309戸      ②新規婚姻数 770件 (R3.3.1～R4.3.31までの婚姻件数)      ①夫婦の年齢がともに40歳未満、世帯合計所得500万円未満世帯 2,647戸      ②全世帯数における割合 3%      ③④から推定される対象世帯の婚姻数 23世帯      ④⑤のうち、半数をともに29歳以下の世帯と見込む 11世帯</p> <p><b>【令和4年度申請状況】</b></p> <p>( 申請 実績 世帯数 21 世帯 )</p> <p>②継続補助見込</p> <table border="1"> <tr> <td>見込世帯数</td> <td>11</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>対象経費支出予定額</td> <td>2,100,000</td> <td>円</td> </tr> </table>				上記のうち	23	世帯	ともに29歳以下	11	世帯	左記以外	12	世帯	見込世帯数	11	世帯	対象経費支出予定額	2,100,000	円														
	上記のうち	23	世帯																														
	ともに29歳以下	11	世帯																														
	左記以外	12	世帯																														
	見込世帯数	11	世帯																														
対象経費支出予定額	2,100,000	円																															

### 3. 広報の実施予定

市報、HPへの掲載、チラシを市内公共施設へ配架

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	40
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	80
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.16
	婚姻件数	件		682
	婚姻率			3.5
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	40
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	80
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				

(注)

「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

を添付すること。  
2「自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

(2) 本個別事業が、継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業に求められる場合は不要)

(3) 本個別事業が新規事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題へ  
3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること

\*個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定期を含め記載すること、また、各自治体は少なくとも5年と5年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。

と。また、各自治体は少なくとも令和3年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施する。  
5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載することとする。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定期間を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

日標を達成すア定期時を呂の記載す。また、各自官体において効率快適を実施す。

※結婚・支障・ヤンマー事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合せ会社数」「新規会員登録数」「新規会員登録率」を記載すること

「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村

「ハ自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的な方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との

3. 民間事業者の連携・技術分担の実効性及び具体的方法】には、本個別事業を民間事業者の連携のもと実施する場合、その実効性及び具体的方法